

2019年1月18日

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸谷欽一郎 殿

沖縄地区港湾労働組合協議会  
議長 山口順市

沖縄地区港湾「辺野古新基地建設反対闘争の具体的取り組み」として

内航総連及び本土沖縄就航各船社宛てに出した「防衛局自衛隊車両及び貨物の輸送を止める要請書」について、本年1月18日現在、事前協議申請書（平成31年1月10日付）にある通り、本土沖縄間（大分／那覇復路）における「自衛隊車両の輸送」予定が明らかになりました。この事を受け沖縄地区港湾としては、送付した「要請書」内容にもとづくと同時に、本件以外、沖縄本土及び那覇先島航路における防衛局自衛隊車両等貨物の取り扱いについて、以下に緊急対応をせざるを得なくなることを全国港湾中央本部に事前報告します。

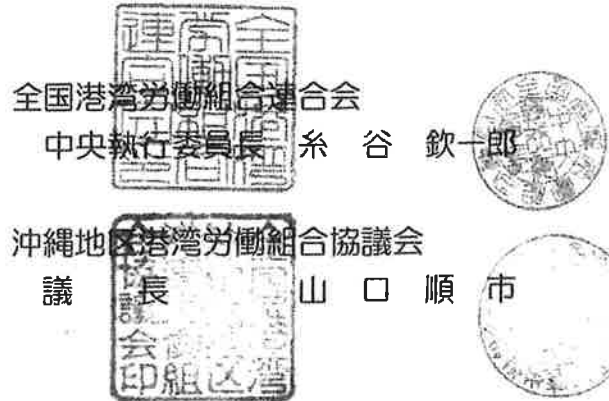
#### 記

1. 緊急記者会見
  - ・マスコミ労協を通じて、那覇市内で1月末までに手配をする。
  - ・声明内容として
    - ① 沖縄防衛局による地区港湾議長強制排除に対する抗議
    - ② 抗議として、「要請書内容にもとづく」ストライキ決行
2. 具体的行動
  - ・自衛隊車両及び貨物を積む船舶の「荷役作業拒否・阻止」
3. 行動規模
  - 指定港・非指定港に係わらず、当該船舶が入港しようとする港を対象
4. 動員規模
  - 沖縄地区港湾全組合員

以上

2018年12月18日  
全国港湾18発第48号

日本内航海運組合総連合会  
会長 小比加 恒久 殿



### 沖縄港湾議長に対する『強制排除』に関する要請

日頃は、私どもの運動、港湾の秩序維持へのご理解、ご協力に感謝致します。

さて、2018年7月27日、辺野古土砂搬出作業現場である沖縄県「本部港塩川地区」港内で、その作業等の視察を目的に出向いた我々の沖縄地区港湾労働組合協議会を代表する議長が、沖縄防衛局や沖縄県警機動隊によって「強制排除」されました。港湾労働者が港湾から強制排除されたことは、本部塩川地区に係わるだけでなく、沖縄の港湾で就労する港湾労働者を否定するものであり断じてあってはならないと考えます。さらに今、防衛省は辺野古埋め立ての為に名護市安和のプライベートバスを沖縄県の行政指導も無視して使用しています。こういった状況を見ると、地方行政、国民の声には耳を貸さず一旦有事が起きると強制労働を強いる国の態度は歴然です。全国港湾労働組合連合会及び沖縄地区港湾労働組合協議会はこのような暴挙に対し、下記の要請を行います。

#### 記

1. 現在、各船社が海上輸送を行っている自衛隊車両、貨物を扱う港湾労働者は上記のことからすると到底安心して就労することはできません。よって、防衛省の横暴極まりない態度を変えない限り、自衛隊の貨物・車両の当分間、海上輸送を行わないことを要請されたい。

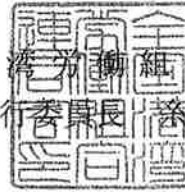
以上



2018年8月1日

一般社団法人日本港運協会  
会長 久保昌三 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 谷 欽 一 郎



### 沖縄港湾議長に対する「強制排除」に関する要請

2018年7月29日、辺野古土砂搬出作業現場である沖縄県「本部港塩川地区」港内で、その作業等の視察を目的に出向いた我々の地域組織である沖縄地区港湾労働組合協議会を代表する議長が、沖縄防衛局や沖縄県警機動隊によって「強制排除」された。

全国港湾労働組合連合会はこのような暴挙に対し、下記内容の要請を行う。

#### 記

1. 港湾労働組合が、港から強制排除されたことは、辺野古新基地建設反対に係ることだけでなく、公共施設である港頭地区で健全な事業を営み就労する、我々港運労使を否定するものであり、断じてあってはならないことである。
2. 仮にも、他港に於いて理由の如何に係らずこのような暴挙がまかりとおること自体、断じてあってはならない。
3. 上記内容は港湾運送事業法並びに港湾運送事業そのものを否定するものである。
4. 我々の業域職域に対し秩序ある運営に資する為にも、各関係諸機関に対し直ちに是正措置を講じるよう強く要請されたい。

以 上

〔添付：「沖縄港湾議長に対する『強制排除』に関する

嚴重抗議並びに是正措置要求」(防衛省・警察庁・国交省宛)〕



2017年5月29日  
全国港湾 16 発第132号

一般社団法人 日本港運協会  
会長 久保昌三 殿



## 辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出入荷役作業等禁止に関する要求

政府は違法にも辺野古新基地建設に伴う土砂等の搬出入を含む本格工事に着工した。ついで、下記内容について要求する。

### 記

1. 沖縄地区港湾労働者・港運事業者の生命と安全確保について  
沖縄地区港湾労働者並びに港運事業者は、これまで永年に亘り同地区港湾が戦場（兵站拠点）となり得る事態に曝されるなか、生命と安全が大いに脅かされてきた。  
ついで、今般の情勢に鑑み、同地区港湾を戦場（兵站拠点）としない措置を直ちに政府に対し求めること。
2. 辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出入荷役作業等禁止措置について
  - (1) 政府の違法行為について  
政府は、辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出入作業を行い本格工事に着工したがこれは違法行為（国内法・条例等）である。  
ついで、健全な港運事業を営む事業者団体であり使用者団体として、政府の違法行為を看過しないこと。
  - (2) 辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出入荷役作業等禁止措置について  
港湾運送行為である辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出入荷役作業等について全ての会員店社に対し行わないよう指導徹底を行ったうえで禁止すること。
3. 尚、上記第1・2項について、中央団体交渉権に基づく労使協定を締結すること。
4. そのうえで、このような政府の違法行為・施策に対し、労使共同による反対行動を取り組むこと。

以上

辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出・入荷役作業等禁止に関する要求（趣旨説明）

標記要求(別添)について、下記の通り趣旨であるので、各単組・地区港湾において内部周知する際に活用されたい。

記

要求1. 沖縄地区港湾労働者・港運事業者の生命と安全確保について

沖縄地区港湾労働者・港運事業者は、永年に亘り海上自衛隊の相次いだ寄港並びに一連の米軍基地の存在から、自衛隊が防衛出動する事態（所謂有事）や、近年の国際（国内）情勢等を踏まえ在日米軍が戦闘行為を行使する事態がいつ発生するか予断を許さないなか、生命を危険に曝されながら港湾労働・港運事業に従事してきた。

このことは、仮に在日米軍による戦闘行為やそれに伴う政府の対応等によって、在日米軍の大半が沖縄県に在留する状況を鑑みたとき、我々港湾労働者の職場である沖縄地区港湾がその戦場（兵站拠点）となるのは明らかであり断固容認できない。

については、港運事業者団体であり使用者団体である一般社団法人日本港運協会として、このような事態に陥らないあらゆる方策を講じたうえで、沖縄地区港湾労働者・港運事業者の生命と安全の確保策を直ちに講じると共に政府に対し求めること。

要求2. 辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出・入荷役作業等禁止措置について

(1) 政府の違法行為について

政府は、辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出・入作業を行い本格工事に着工したがこれは違法行為である。具体的には、公有水面埋立法違反をはじめとする漁業法違反、県漁業調整規則に基づく岩礁破碎許可違反、県土砂搬入規制条例違反

を明確に犯している点である。

については、健全な港運事業を営む事業者団体であり使用者団体である一般社団法人日本港運協会は、このような政府の違法行為を看過しないこと。

(2) 辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出・入荷役作業等禁止措置について

上記の観点から、一般社団法人日本港運協会は、港湾運送行為である辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出・入荷役作業等について全ての会員店社に対し違法行為であることから行わないよう徹底指導を行ったうえで禁止措置を講じること。

3. 尚、上記第1・2項について、一般社団法人日本港運協会と全国港湾労働組合連合会とで、中央団体交渉権に基づく労使協定を締結すること。

4. そのうえで、このような政府の違法行為・施策に対し、労使共同による反対行動を取り組むこと。

以 上